

# 山梨県立中央病院駐車場整備運営事業に関する契約書（案）

## 目 次

前文	1
<b>第1章 用語の定義</b>	<b>2</b>
第1条（定義）	2
<b>第2章 総則</b>	<b>5</b>
第2条（目的及び解釈）	5
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	5
第4条（事業日程）	5
第5条（本件事業の概要）	5
第6条（事業者の資金調達）	6
第7条（事業者）	6
第8条（関係者協議会）	6
第9条（本件土地使用）	7
第10条（許認可、届出等）	7
<b>第3章 本件施設の設計</b>	<b>7</b>
第11条（本件施設の設計）	7
第12条（設計図書の変更）	8
第13条（設計図書及び工事完成図書の著作権）	9
第14条（著作権の侵害の防止）	9
第15条（特許権等の使用）	9
第16条（設計状況の確認）	10
<b>第4章 本件施設の建設</b>	<b>10</b>
第1節 総則	10
第17条（本件施設の建設）	10
第18条（施工計画書等）	11
第19条（建設期間中の第三者の使用）	11
第20条（事業者による工事監理者の設置）	12
第21条（本件土地の管理）	12
第22条（建設に伴う各種調査）	12
第23条（調査等の第三者への委託）	13
第24条（本件施設の建設に伴う近隣対策）	13
第25条（本件施設の建設に伴う電波障害）	14
第2節 県による確認等	14
第26条（県による説明要求及び建設現場立会い）	14
第3節 工事の中止等	14

第 27 条 ( 工事の中止等 )	15
第 4 節 損害等の発生	15
第 28 条 ( 本件工事中に第三者に生じた損害 )	15
第 5 節 本件施設の工事完成及び引渡し	15
第 29 条 ( 事業者による完成検査 )	15
第 30 条 ( 県による本件施設の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付 )	16
第 31 条 ( 事業者による維持管理・運営業務体制整備 )	16
第 32 条 ( 県による維持管理・運営業務体制確認 )	16
第 33 条 ( 事業者による本件施設の引渡し及び県による所有権の取得 )	17
第 34 条 ( 本件施設等の瑕疵担保 )	17
第 35 条 ( 工期の変更 )	17
第 36 条 ( 本件施設の引渡し遅延による費用負担 )	17
<b>第 5 章 本件施設等の維持管理及び運営</b>	<b>18</b>
第 1 節 総則	18
第 37 条 ( 維持管理・運営業務計画書の作成・提出 )	18
第 38 条 ( 維持管理・運営業務 )	18
第 39 条 ( 業務報告 )	19
第 40 条 ( 維持管理・運営業務に伴う近隣対策 )	19
第 41 条 ( 維持管理期間中の第三者の使用 )	20
第 42 条 ( 関係者との調整 )	20
第 43 条 ( 本件施設等の修繕 )	20
第 44 条 ( 総括責任者及び業務責任者 )	21
第 45 条 ( 従事職員名簿の提出等 )	21
第 46 条 ( 本件施設等にかかる水道光熱費 )	21
第 2 節 維持管理業務	21
第 47 条 ( 建物保守管理業務の実施 )	21
第 48 条 ( 設備保守管理業務の実施 )	22
第 49 条 ( 設備管理記録の作成及び保管 )	22
第 50 条 ( 異常時の報告 )	22
第 51 条 ( 清掃業務の実施 )	22
第 52 条 ( 植栽・外構維持管理業務の実施 )	22
第 53 条 ( 病院敷地内の外構にかかる清掃業務 )	22
第 54 条 ( 病院敷地内の外構等にかかる植栽管理業務 )	23
第 55 条 ( 廃棄物処理業務 )	23
第 56 条 ( 除雪業務 )	23
第 57 条 ( 自動販売機の設置 )	23
第 3 節 運営業務	23
第 58 条 ( 自動車等整理業務の実施 )	23

第 59 条 ( 駐車料金徴収業務の実施 )	24
第 60 条 ( 安全管理業務 )	24
第 4 節 県による業務の確認等	24
第 61 条 ( 県による説明要求及び立会い )	24
第 5 節 損害・損傷等の発生	24
第 62 条 ( 第三者に及ぼした損害 )	25
<b>第 6 章 サービス対価の支払い</b>	<b>25</b>
第 63 条 ( 施設等整備費相当の支払 )	25
第 64 条 ( 施設整備費相当の減額支払 )	25
第 65 条 ( 維持管理・運営費相当の支払 )	25
第 66 条 ( 維持管理・運営費相当の減額 )	26
<b>第 7 章 契約期間及び契約の終了</b>	<b>26</b>
第 1 節 契約期間	26
第 67 条 ( 契約期間 )	26
第 2 節 事業者の債務不履行による契約解除	26
第 68 条 ( 事業者の債務不履行による契約解除 )	27
第 69 条 ( 本件施設のうち病院前駐車場引渡し前の解除 )	27
第 70 条 ( 本件施設全ての引渡し前の解除 )	28
第 71 条 ( 本件施設引渡し以後の解除 )	29
第 3 節 県の債務不履行による契約解除	30
第 72 条 ( 県の債務不履行による契約解除 )	30
第 4 節 県による任意解除	31
第 73 条 ( 県による任意解除 )	31
第 5 節 法令変更による契約解除	31
第 74 条 ( 法令変更による契約の解除 )	31
第 6 節 不可抗力による契約解除	31
第 75 条 ( 不可抗力による契約解除 )	31
第 7 節 事業関係終了に際しての処置	32
第 76 条 ( 事業関係終了に際しての処置 )	32
第 77 条 ( 終了手続の負担 )	32
第 8 節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続	32
第 78 条 ( モニタリング及び要求水準未達成に関する手続 )	32
<b>第 8 章 表明・保証及び誓約</b>	<b>33</b>
第 79 条 ( 事業者による事実の表明・保証及び誓約 )	33
<b>第 9 章 保証</b>	<b>33</b>
第 80 条 ( 契約保証金 )	33
<b>第 10 章 法令変更</b>	<b>34</b>
第 81 条 ( 通知の付与及び協議 )	34

第 82 条 (法令変更による増加費用・損害の扱い)	34
<b>第 11 章 不可抗力</b>	<b>34</b>
第 83 条 (通知の付与及び協議)	34
第 84 条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)	35
第 85 条 (不可抗力による第三者に対する損害の扱い)	35
第 86 条 (本件土地の地盤沈下)	35
<b>第 12 章 その他</b>	<b>35</b>
第 87 条 (公租公課の負担)	35
第 88 条 (協議)	35
第 89 条 (融資団との協議)	36
第 90 条 (株主・第三者割り当て)	36
第 91 条 (財務書類の提出)	36
第 92 条 (秘密保持)	36
<b>第 13 章 雑則</b>	<b>36</b>
第 93 条 (請求、通知等の様式その他)	36
第 94 条 (延滞利息)	37
第 95 条 (解釈)	37
第 96 条 (準拠法)	37
第 97 条 (管轄裁判所)	37

## 前文

山梨県立中央病院(以下「中央病院」という。)では、来院者用駐車場として病院の北側に平面駐車場を保有している。しかし、現在の平面駐車場は、駐車台数が少なく来院者の需要に十分対応できておらず、恒常的に駐車場入庫待ちの自動車が周辺市道に溢れるなど、周辺の交通環境や県民生活にも支障をきたしている。

また、この駐車場の一部は、都市計画道路「愛宕町下条線」の道路敷地となっているため、駐車台数が大幅に削減される。

そこで、山梨県(以下「県」という。)は、新病院の整備に合わせて、新たな駐車場の確保が必要となり、病院西側の敷地に主に来院者等が利用する立体駐車場を建設することにより、利用者の利便性の向上を図ると共に、併せて、病院北側等の平面を主に職員用の駐車場として改修し、維持管理運営については、これらを含めた新病院の駐車場全体を対象に行う。

県は、山梨県立中央病院駐車場整備運営事業(以下「本件事業」という。)の実施にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律 117 号)の趣旨にのっとり、民間企業の施設維持監理業務及び運營業務の実施能力を最大限に利用するために、本件施設の設計、建設維持管理及び運営の各業務からなる本事業を民間事業者に対して一体の事業として委託することとした。

そこで、県及び 株式会社(以下「事業者」という。)は、本事業の実施に関して以下の通り合意し、本契約を締結する。

県と事業者は、本件事業に関して、施設の設計・建設及び維持管理・運営に関する契約（以下「本事業契約」という。）をここに締結する。県と事業者は、本事業契約と共に、実施方針（その後の変更を含み、入札説明書において変更されたものは除く。）実施方針等質問回答、業務要求水準書、施設要求水準書、基本協定書、[提案書類]及び設計図書に定める事項が適用されることをここに確認する。

## 第1章 用語の定義

### 第1条（定義）

本事業契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理業務年間計画書」とは、第37条の規定に基づき事業者により作成される書面をいう。
- (2) 「維持管理・運営期間」とは、本件各施設につき第30条第4項に基づく工事完成確認通知書が交付された日の翌日から平成33年6月末日までの日（ただし、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、終了の日）までの期間をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、本件施設等に関する以下の業務をいう。
  - ア 建物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）
  - イ 設備保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）
  - ウ 清掃業務（建築物内部及び敷地内の清掃業務）
  - エ 植栽・外構維持管理業務（点検・保守・修繕その他一切の保守管理業務を含む。）
  - オ 廃棄物処理業務
  - カ 除雪業務
  - キ 病院敷地内（本件施設を除く。）の外構にかかる清掃業務
  - ク 病院敷地内（本件施設を除く。）の外構及び屋上庭園にかかる植栽管理業務
- (4) 「維持管理・運営費」とは、別紙10に定義される維持管理・運営費をいう。
- (5) 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務を総称していう。
- (6) 「維持管理・運営業務計画書」とは第37条に規定する意味を有する。
- (7) 「維持管理・運営業務総合計画書」とは第37条に規定する意味を有する。
- (8) 「運営業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
  - ア 自動車等整理業務
  - イ 駐車料金徴収業務
  - ウ 安全管理業務
- (9) 「運営業務年間計画書」とは、第42条の規定に基づき事業者により作成される書面をいう。
- (10) 「開業日」とは、立体駐車場については、平成18年7月 日、北側駐車場は

平成 19 年 4 月 日、南側駐車場については平成 19 年 1 月 日、病院前駐車場については平成 18 年 7 月 日、又は本件引渡予定日が変更された場合には、県と事業者が協議によって定める日をいう。

- (11) 「基本協定書」とは、本件事業に関し県と構成員との間で平成 17 年 月 日に締結された基本協定書をいう。
- (12) 「協力企業」とは、落札者のうち構成員でない者で、本事業契約で事業者が実施すべき業務の一部を受託し又は請け負う者をいう。
- (13) 「工期」とは、本件施設の建設・整備期間をいい、工事開始日から本件引渡予定日までの期間をいう。なお、事業者が本件引渡予定日までに本件施設を完工できなかった場合には、工事開始日から県が本件施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。
- (14) 「工事開始日」とは、本件日程表において指定された本件工事を開始する日をいう。
- (15) 「構成員」とは、落札者のうち事業者に出資するものをいう。
- (16) 「サービス対価」とは、本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、県が支払う対価をいう。サービス対価は、施設整備業務履行の対価としての施設整備費相当額と、維持管理・運営業務履行の対価としての維持管理・運営費相当額（その他費用を含み、総称して「維持管理・運営費相当」という。）とから構成され、その詳細は別紙 10 に記載のとおりである。
- (17) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。
- (18) 「施設整備業務」とは、以下に規定する業務をいう。
- ア 事前調査業務及びその関連業務
  - イ 本件施設及び本件事業に必要な設備等の設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
  - ウ 本件施設の建設工事及びその関連業務
  - エ 附帯設備（じゅう器・備品を含む。）の設置工事及びその関連業務
  - オ 工事監理業務
  - カ 周辺家屋影響調査・対策業務
  - キ 電波障害調査・対策業務
  - ク 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
  - ケ 病院南側道路の付け替え業務
  - コ 病院南側水路の付け替え業務
- (19) 「施設整備費」とは、別紙 10 に定義される施設整備費をいう。(20) 「実施方針」とは、県が平成 16 年 12 月 22 日に公表した山梨県立中央病院駐車場整備運営事業実施方針（その後の変更を含む）をいう。
- (21) 「実施方針等質問回答」とは、実施方針の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して県が平成 17 年 2 月 10 日に公表した県の回答を記載した書面をいう。
- (22) 「工事完成図書」とは、本件工事完了時に事業者が作成する別紙 7 に記載する図書をいう。



- (23) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成した別紙 3.1 記載の基本設計図書及び別紙 3.2 記載の実設計図書その他の本件施設についての設計に関する図書（第 12 条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。
- (24) 「修繕・更新」とは、維持管理期間において、本件施設の機能や性能等を初期の目的どおりに維持するために、各部位、備品及びその他本件施設の維持管理上必要な部位、備品について行うことをいう。
- (25) 「調査・設計・建設期間」とは、本事業契約締結日から本件引渡予定日までの期間をいう。なお、事業者が本件引渡予定日までに本件施設を完工できなかった場合には、県が本件施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。
- (26) 「落札金額」とは、落札者とされた入札者が本件事業に関し入札時に提示した額をいう。
- (27) 「提案書類」とは、落札者が入札手続において県に提出した入札提案、県からの質問に対する回答書その他落札者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (28) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（入札説明書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）であって、県又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (29) 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。
- (30) 「入札説明書」とは、本件事業に関し平成 17 年 4 月 4 日に公表された入札説明書本編及び付属資料から施設要求水準書及び業務要求水準書を除いたものをいう。
- (31) 「入札説明書に対する質問及び回答書」とは、入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する県の回答を記載した書面をいう。
- (32) 「本件各施設」とは本件施設を構成する各施設をいう。
- (33) 「本件工事」とは、本件事業に関し設計図書に従った本件施設の建設工事その他の施設整備業務に基づく業務をいう。
- (34) 「本件施設」とは本事業契約及び設計図書に基づき事業者が設計・建設する山梨県立中央病院の立体駐車場、北側駐車場、南側駐車場、病院前駐車場及び病院南側道水路を総称していう。
- (35) 「本件施設建設用地」とは、入札説明書において「事業計画地」として特定された土地をいう。

- (36)「本件施設等」とは、本件施設並びに地下駐車場及び病院敷地内の外構をいう。
- (37)「本件土地」とは、入札説明書において事業計画地と記載された土地のうち、本件施設の敷地となるものを意味する。
- (38)「本件日程表」とは、別紙 9 に記載された日程表をいう。
- (39)「本件引渡予定日」とは、本件日程表において、本件各施設が県に引き渡される日として記載される日をいい立体駐車場については平成 18 年 7 月 日、北側駐車場については平成 19 年 3 月 日、南側駐車場及び病院南側道水路については平成 18 年 12 月 日、病院前駐車場については平成 18 年 6 月 日、又は本事業契約に従い変更された日をいう。
- (40)「落札者」とは、本件事業の実施に係る入札の方法により選定された者又は共同企業体をいう。
- (41)「要求水準書」とは、本件事業に関し平成 年 月 日に公表された「施設要求水準書(改訂版)」及び「業務要求水準書(改訂版)」を総称していう。
- (42)「要求水準書等」とは、本事業契約、基本協定書、入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書、要求水準書及び提案書類を総称していう。

## 第 2 章 総則

### 第 2 条 (目的及び解釈)

本事業契約は、県及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

### 第 3 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 事業者は、本件施設等が行政サービス施設としての公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 県は、本件事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

### 第 4 条 (事業日程)

事業者は、本件事業を本件日程表に従って遂行する。

### 第 5 条 (本件事業の概要)

- 1 本件事業は、本件施設の設計及び建設・整備、本件施設の工事完成時における本件施設所有権の県による取得、本件施設等の維持管理及び運営並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成される。
- 2 事業者は、本件事業を、要求水準書等に従って遂行しなければならない。なお、本件施設の施設整備業務、本件施設等の維持管理・運営業務の概要は、別紙 1 とし

て添付する事業計画書において明示しなければならない。

3 本件施設等の名称は、山梨県立中央病院駐車場とする。

#### 第6条（事業者の資金調達）

- 1 本件事業の実施に関する一切の費用（本件施設の設計費用、本件施設の建設及び整備費用、並びにこれらに関連する一切の費用を含むがこれに限られない。）は、本事業契約で特段の規定がある場合を除きすべて事業者が負担する。本件事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、本件事業に関連する資金調達に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）第16条に規定された国による財政上及び金融上の支援を求めることができる。
- 3 第2項の規定により、事業者が支援を求めた場合、県は、事業者がPFI法第16条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めなければならない。

#### 第7条（事業者）

- 1 事業者は、県の事前の承認なく、本件事業及びこれに付帯する業務以外の事業を行ってはならない。
- 2 事業者の構成員及び協力企業の行為は、当然に事業者の行為と同視し、構成員及び協力企業の責に帰すべき事由は、事業者の責に帰すべき事由とみなす。

#### 第8条（関係者協議会）

- 1 県及び事業者は、本件事業に関する協議を行うことを目的とした、県及び事業者により構成される関係者協議会（以下「関係者協議会」という。）を設置する。
- 2 県及び事業者間の協議を要する事項が存在する場合、県又は事業者は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて随時関係者協議会を開催することができる。なお、関係者協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。
- 3 本事業契約において「協議」とは、関係者協議会における協議を意味する。ただし、県と事業者が別途合意した場合には、本事業契約において協議を要するとされる事項を、関係者協議会を開催することなく決定することができる。
- 4 県及び事業者は、関係者協議会の決定事項を遵守する。
- 5 県及び事業者は、関係者協議会における詳細な協議事項を第1回関係者協議会で定めるほか、関係者協議会運営準則を採択する。
- 6 県及び事業者は、関係者協議会に中央病院関係者を参加させることができるほか、関係者協議会の意思決定に必要な第三者の意見を聴取することができる。なお、事業者が中央病院関係者の関係者協議会への出席を要求した場合には、県は、当該中央病院関係者が関係者協議会に出席するよう、必要な協力を行う。

## 第9条（本件土地使用）

本件施設の建設・整備は、本件土地において行う。調査・設計・建設期間中の本件土地の管理は事業者が善良な管理者の注意義務をもって行う。本件土地は県所有の行政財産とし、事業者は、本件土地の一部につき、県と別紙2の様式に従った土地使用貸借契約を締結の上、本事業契約上の義務を履行するために必要な範囲において、本件土地を無償にて使用することができる。ただし、本件施設の建設に要する本件土地以外の仮設資材置場等の確保は、事業者の責任及び費用負担において行う。

## 第10条（許認可、届出等）

- 1 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても事業者がその責任及び費用負担において提出しなければならない。ただし、県が取得・維持すべき許認可及び県が提出すべき届出はこの限りでない。
- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、県に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 県は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、県からの要請がある場合は、県による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 事業者は、許認可取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第10章又は第11章の規定に従う。

## 第3章 本件施設の設計

### 第11条（本件施設の設計）

- 1 事業者は、法令を遵守の上、要求水準書等に記載された内容を満たす範囲内において、県、中央病院関係者と協議の上、自らの責任及び費用負担において本件施設の設計を行う。
- 2 事業者は、本事業契約締結後速やかに、提案書類及び前項に基づく協議の結果をもとに本件施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき県による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、基本設計完了時に別紙3.1の基本設計図書を県に提出する。県は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 3 事業者は、県から前項に基づき次の工程に進むことについての確認を得た後速やかに、本件施設の実施設計を開始し、かかる実施設計の進捗状況につき県による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実施設計完了時に別紙3.2の実施設計図書を県に提出する。県は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 4 県は、第2項及び第3項に基づき事業者より提示された設計図書が要求水準書等

若しくは県と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書では要求水準書等において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、事業者は、県からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について県に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

- 5 事業者は、設計の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、関連資料を添えて県に対して事前に通知しなければならない。県の承諾を得た場合に限り、当該設計の全部又は一部を第三者に委託することができる。ただし、構成員又は協力企業に対して委託を行う場合には、県の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託を行った旨通知すれば足りる。上記受託者に関する何らかの紛争等に起因して本件工事の開始が遅延した場合において、県又は事業者が負担することとなる増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。
- 6 県は、第1項に基づく協議、第2項及び第3項の設計図書を事業者から受領し、それを確認したことを理由として、本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。
- 9 事業者は、本件施設の設計の進捗状況に関して、定期的に県と打ち合わせを行う。
- 10 本件施設の設計が遅延が発生する場合及び設計費用が増加する場合並びに損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 県の責めに帰すべき事由（県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）本事業契約、入札説明書又は要求水準書の不備又は県による変更、若しくは県による設計図書又は要求水準書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本件施設の設計が遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、若しくは設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上合理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令の変更又は不可抗力により本件施設の設計が遅延が生じた場合、設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

## 第12条（設計図書の変更）

- 1 県は、本件工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、工期の変更を伴わずかつ事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を通知して、本件施設の設計図書の変更を求めることができる。事業者は、県から当該通知を受領した後15日以内に、県に対してかかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 2 事業者は、県の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはでき

ない。

#### 第 13 条（設計図書及び工事完成図書の著作権）

- 1 県は、設計図書及び工事完成図書その他本事業契約に関して県の要求に基づき作成される一切の書類（以下「設計図書等」という。）並びに本件施設について、県の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計図書等及び本件施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作物の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、県が当該設計図書等及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作者（県を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使又はさせてはならない。
  - 一 成果物又は本件施設の内容を公表すること。
  - 二 本件施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、県及び県の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - 三 本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
  - 四 本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 一 第 2 項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること
  - 二 第 1 項に掲げるもの及び本件施設の内容を公表すること。
  - 三 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

#### 第 14 条（著作権の侵害の防止）

- 1 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本件施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、県が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、県に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

#### 第 15 条（特許権等の使用）

事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その

使用に関する一切の責任(ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限られない。)を負わなければならない。

#### 第 16 条 (設計状況の確認)

- 1 県は、本件施設が要求水準書等に基づき設計されていることを確認するために、本件施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で事業者に対してその説明を求めることができ、またその他の書類の提出を求めることができる。
- 2 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び県による確認の実施につき県に対して最大限の協力を行い、また設計者をして、県に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 県は、前 2 項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

### 第 4 章 本件施設の建設

#### 第 1 節 総則

#### 第 17 条 (本件施設の建設)

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り法令を遵守の上、要求水準書等に従って本件工事を調査・設計・建設期間内に完成の上、第 30 条に基づいて本件施設を県に引き渡し、その所有権を県に取得させる。事業者から本件施設の引渡しを受け、本件施設の所有権を取得した場合、県は、事業者に対し本件施設を本件事業のために必要な限度において無償で占有及び使用させる。
- 2 本件施設の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、本件施設の調査・設計・建設期間中、自ら又は工事請負人等(第 19 条第 4 項に定義する。)をして別紙 4 に定める措置をとり又は措置をとらせる。なお、別紙 4 に規定するものの内、履行保証保険による付保を行う場合には、保険料は事業者又は工事請負人等の負担とする。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして県が認めたものを本件工事の着手に先立ち直ちに県に提示しなければならない。
- 4 本件工事に遅延が発生する場合及び建設費用が増加する場合並びに損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
  - (1) 県の責めに帰すべき事由(県の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)) 本事業契約入札説明書又は業務要求水準書の不備又は県による変更、若しくは 県による設計図書又は要求水準書の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))により、本件工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、若しくは建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上合

理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- (3) 法令の変更又は不可抗力により本件工事に遅延が生じる場合、建設費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第 10 章又は第 11 章に従う。

#### 第 18 条（施工計画書等）

- 1 事業者は、別紙 5.1 に記載の各書類を本件各施設の工事開始前に県に提出する。
- 2 事業者は、本件日程表に記載された日程に従って詳細な工事工程表（月間工程表及び週間工程表）を作成して県に提出した上で、これに従って工事を遂行する。県に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに県に通知し、承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、県の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 事業者は、別紙 5.2 に規定する書類を施工時に県に提出する。
- 5 県は、事業者から施工体制台帳（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工台帳をいう。）の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

#### 第 19 条（建設期間中の第三者の使用）

- 1 事業者は、関連資料を添えて、県に対して本件工事の施工を第三者に請け負わせる旨を事前に通知し、県の承諾を得た場合には、本件工事の施工を第三者に請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業に対して委託を行う場合には、県の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託を行った旨通知すれば足りる。
- 2 前項に基づき、本件工事の施工を請け負った第三者がさらに本件工事の施工の一部をその他の第三者に請け負わせる場合は、事業者は速やかに県に対してその旨を事前に通知し、県の承諾を得なければならない。ただし、本件工事の軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、県に対して予め通知をすれば足りる。
- 3 県は、必要と認めた場合には随時、事業者から施工体制台帳及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項に基づく、工事請負人及び工事下請人（本事業契約において、総称して「工事請負人等」という。）の使用は、すべて事業者の責任において行い、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 工事請負人等に関する何らかの紛争等に起因して本件工事が遅延した場合において、県又は事業者につき生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が負担する。



## 第 20 条（事業者による工事監理者の設置）

- 1 事業者は、自己の責任及び費用負担で工事監理者（以下「工事監理者」という。）を設置し、工事開始日までに県に対して工事監理者の名称を通知する。ただし、工事監理者は、工事請負人と同一法人又は工事請負人との間で資本面若しくは人事面において関連がある者であってはならない。
- 2 事業者は、工事監理者をして、県に対して、本件工事につき定期的報告を行わせる。また、県は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 3 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。

## 第 21 条（本件土地の管理）

事業者は、事業者の責任及び費用負担において工事現場における安全管理及び警備等を行う。本件工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は事業者が負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第 10 章又は第 11 章の規定に従う。

## 第 22 条（建設に伴う各種調査）

- 1 事業者は、本件工事に必要な測量調査、土壌調査、地質調査その他の調査は、すでに県が行ったものを除き、自己の責任及び費用負担により行う。また、事業者はかかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を県に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、県に提出してその確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、第 1 項に定める調査を実施した結果、県が本件事業の落札者選定手続において提供した本件土地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに県に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、県及び事業者は、その対応につき協議する。なお、当該提出した本件土地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本件工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、若しくは事業者に損害又は増加費用が発生した場合、県は、事業者と協議の上合理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 3 事業者は、本件土地の地質障害、地中障害物等及び埋蔵文化財、不発弾等の発見があった場合、その旨を直ちに県に通知し、県及び事業者はその対応につき協議する。なお、本件土地の地質障害（土地固有の土壌汚染に限る。）地中障害物等及び埋蔵文化財、不発弾等の発見に起因して本件工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、若しくは事業者に損害又は増加費用が発生した場合、事業者が当

該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減する努力を尽くしている場合に限り、県は、事業者と協議の上合理的な期間本件引渡予定日を延期し、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。

- 4 県は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

#### 第23条（調査等の第三者への委託）

- 1 事業者は、前条の調査に着手する日より合理的期間前までに、県に対してその旨を申し出た上で、当該調査を第三者に委託することができる。
- 2 前項に基づく、受託者の使用は、すべて事業者の責任及び費用負担において行い、受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

#### 第24条（本件施設の建設に伴う近隣対策）

- 1 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して事業計画（第4条及び第5条に定める事項及び内容をいう。以下同じ。）及び工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。県は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、県の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、県は、事業者が事業計画を変更せず、さらなる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
- 4 近隣対策の結果、本件工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、県及び事業者は協議の上、速やかに、本件引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 5 近隣対策の結果、事業者に生じた費用（近隣対策の結果本件引渡予定日が変更されたことによる増加費用も含む。）については、事業者が負担する。
- 6 前項にかかわらず、本件施設を設置・運営すること自体に直接起因する費用又は損害については県が負担する。また、本件施設を設置・運営すること自体に対する住民反対運動・訴訟等に対する対応は県が行うものとし、これに起因して本件工事

に遅延が発生することが見込まれる場合には、県及び事業者協議の上、速やかに、本件引渡予定日を合理的な期間延期することができる。

#### 第 25 条（本件施設の建設に伴う電波障害）

- 1 事業者は、本件工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、本件施設の建設に伴い生じる可能性のある近隣の建物に発生する電波障害について調査する。
- 2 事業者は、前項に基づく調査の結果を県に報告し、かかる調査に基づき本件施設の建設に際して発生する電波障害を防止するために合理的に必要な範囲の対策をとる。かかる電波障害の防止措置につき、事業者は県に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 電波障害の防止措置につき事業者が生じた費用については事業者が負担する。

#### 第 2 節 県による確認等

#### 第 26 条（県による説明要求及び建設現場立会い）

- 1 県は、本件工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができる。事業者は、県の要請があった場合にはかかる報告を行わなければならない。また、県は、本件施設が設計図書に従い建設・整備されていることを確認するために、本件施設の建設・整備について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は工事請負人等に対して中間確認を求めることができる。
- 2 県は、本件工事開始前及び本件工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる。事業者は、県からかかる質問を受領した後速やかに、県に対して回答を行わなければならない。県は、事業者の回答内容が合理的でないとは判断した場合、協議を行うことができる。
- 3 県は、調査・設計・建設期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。
- 4 前 3 項に規定する報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、本件施設の建設・整備状況が要求水準書等及び設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。かかる是正要求において、県は、是正を求める合理的理由及び是正内容を事業者に通知する。
- 5 事業者は、建設中において事業者が行う、工事監理者が定める本件施設の検査又は試験について、事前に県に対して通知する。県は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 県の事業者に対する説明の要求又は県の本件工事への立会いを理由として、県は、本件施設の設計及び建設・整備の全部又は一部について何らの責任を負担しない。

#### 第 3 節 工事の中止等

## 第 27 条（工事の中止等）

- 1 県は、必要と認めた場合には、事業者に対して本件工事の中止の内容及び理由を通知して、本件工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。
- 2 県は、前項により本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、本件引渡予定日を変更することができる。また、かかる本件工事の施工の一時中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、事業者が生じた本件工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者、建設機械器具等を保持するための費用、又はその他本件工事の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用又は損害額については県がこれを負担する。なお、本件工事の施工の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第 10 章又は第 11 章に従う。

## 第 4 節 損害等の発生

### 第 28 条（本件工事中に第三者に生じた損害）

- 1 事業者が施設整備業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 事業者は、施設整備業務を履行するに当たり、別紙 15 に規定した範囲について、本件事業の実施に伴い合理的に予想される範囲内での本件土地の地盤沈下の発生、地下水の変動等により第三者に損害が発生した場合は、その損害をすべて負担しなければならない。
- 3 前項の場合を除き、本件工事の施工に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第 11 章に従う。

## 第 5 節 本件施設の工事完成及び引渡し

### 第 29 条（事業者による完成検査）

- 1 事業者は、事業者の責任及び費用負担において本件各施設が完成する都度それぞれの施設につき完成検査を行う。
- 2 事業者は、県に対して、事業者が前項の完成検査を行う 14 日前までに、当該完成検査を行う旨を通知する。
- 3 県は、事業者が前 2 項の規定に従い行う完成検査への立会いを求めることができる。ただし、県はかかる立会の実施を理由として何らの責任を負担しない。
- 4 事業者は、第 1 項の完成検査において、本件施設の仕様が充足されているか否かについて、県が適当と認める方法により検査し、完了検査における県の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて完成届とともに県に提出する。

### 第 30 条（県による本件施設の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付）

- 1 前条の完成検査及び維持管理・運營業務開始の準備が完了したことを受けて、事業者は、本件各施設につきそれぞれ県に対して完成届を提出する。事業者から提出された完成届を県が受領した場合、県は、本件施設が要求水準書等に規定された性能及び仕様を充足し、維持管理・運營業務を実際に実施しうる体制にあることを確認する。
- 2 県は、前項の工事完成確認の結果、要求水準書等に定められた水準を満たしていない場合、事業者に対して補修若しくは改造を求め、又は改善勧告を行うことができる。上記補修、改造、改善にかかる費用は、事業者が負担する。
- 3 工事完成確認の方法は、以下のとおりとする。
  - (1) 県は、事業者又は工事請負人等並びに工事監理者立会いのもとで、工事完成確認を実施する。
  - (2) 工事完成確認は、設計図書との照合により実施する。
  - (3) 機器・備品等の試運転等は、県による工事完成確認前に事業者が実施し、その報告書を県に提出する。なお、県は、試運転等に立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、事業者の責任及び費用負担により行う。
  - (4) 事業者は、試運転とは別に、機器・備品等の取扱いに関する県への説明を実施する。なお、中央病院関係者が別途機器・備品等の取扱いの説明を求めた場合、事業者は中央病院関係者に対して必要な説明を行う。
- 4 県は、第 1 項の事項及び本事業契約に従った維持管理・運營業務が可能であることにつき確認し、かつ、事業者が、自己又は受託者等（第 41 条第 4 項で定義する。）をして別紙 4 第 2 項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその保険証書の写しを別紙 7 に掲げる工事完成図書とともに県に対して提出した場合、事業者に対して工事完成確認通知書を遅滞なく交付する。
- 5 事業者は、県の工事完成確認通知書を受領しなければ、維持管理・運營業務を開始することはできない。
- 6 県による工事完成確認通知書の交付を理由として、県は本件施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担しない。

### 第 31 条（事業者による維持管理・運營業務体制整備）

- 1 事業者は、本件各施設の本件引渡予定日までに、それぞれの施設につき維持管理・運營業務に必要な人員を確保し、かつ、維持管理・運營業務に必要な訓練、研修等を行う。
- 2 事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、要求水準書に従って維持管理・運營業務の実施が可能となった段階で、県に対して通知を行う。

### 第 32 条（県による維持管理・運營業務体制確認）

県は、本件各施設の引渡しに先立ち、要求水準書等との整合性の確認のため、本件施設等の維持管理・運營業務体制の確認を行う。

### 第 33 条（事業者による本件施設の引渡し及び県による所有権の取得）

事業者は、第 30 条に基づき交付された工事完成確認通知書の受領と同時に、別紙 6 の様式による目的物引渡書を県に交付し、本件引渡予定日において本件各施設の引渡しを行い、本件各施設の所有権を県に取得させる。

### 第 34 条（本件施設等の瑕疵担保）

- 1 県は、本件施設又は事業者により本件施設内に設置された機器・備品等に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補（備品については交換を含む。以下同じ。）を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本件各施設の引渡しの日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 87 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年間とする。
- 3 県は、本件各施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を県が知った日から 1 年以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 4 事業者は、工事請負人等を使用する場合、当該工事請負人等をして、県に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、大要、別紙 8 の様式による保証書を差し入れさせる。

### 第 35 条（工期の変更）

- 1 県が事業者に対して本件工事にかかる工期の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の当否を定める。
- 2 事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として事業者が工期の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の当否を定める。ただし、県と事業者の間において協議が調わない場合、県が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならない。

### 第 36 条（本件施設の引渡し遅延による費用負担）

第 30 条に基づく工事完成確認通知書の事業者への交付が本件引渡予定日より遅延した場合、事業者は、本件引渡予定日から実際に工事完成確認通知書が事業者に交付された日までの期間（両端日を含む。）について、当該本件施設に関する施設整備費相当額（ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。）に年 5% の割合で計算した遅延損害金を県に支払う。

## 第5章 本件施設等の維持管理及び運営

### 第1節 総則

#### 第37条（維持管理・運営業務計画書の作成・提出）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、維持管理期間を通じた維持管理・運営業務に関する計画書（以下、「維持管理・運営業務総合計画書」という。）を作成し、平成18年3月末日までに県に提出して県の確認を得る。事業者は、維持管理期間中（本契約が当該期間の満了日以外の日前において解除されたことにより終了する場合には、当該解除の日まで）本事業契約、要求水準書等及び維持管理・運営業務計画書に従って、本件施設等の維持管理・運営業務を実施する。
- 2 事業者は、立体駐車場に関する本件引渡予定日の属する事業年度及びその翌事業年度について（但し、当該本件引渡予定日が平成19年4月1日以降となる場合には、本件引渡予定日の属する事業年度のみとする。）は平成18年5月末日までに、その後の事業年度については当該事業年度開始日の30日前までに、県との協議により維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書を作成の上、県に提出して県の確認を受ける。維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書（以下、維持管理業務年間計画書と運営業務年間計画書を「維持管理・運営業務計画書」と総称する。）の記載事項については、県が定めて事業者に対して通知する。
- 3 事業者は、前項に規定する維持管理業務年間計画書においては、第1条第3号に記載されるそれぞれの業務区分について、それぞれ建物保守管理業務年間計画書、設備保守管理業務年間計画書、清掃業務年間計画書、植栽・外構維持管理業務年間計画書、病院敷地内外構等清掃業務年間計画書及び病院敷地内外構等植栽管理業務年間計画書を策定し、運営業務年間計画書においては、第1条第8号に記載されるそれぞれの業務区分について、自動車整理業務年間計画書、駐車料金徴収業務年間計画書、及び安全管理業務年間計画書を策定する。
- 4 事業者は、要求水準書等に定められた所要の性能及び機能を保つため、維持管理・運営業務計画書に従って、第1条第3号及び第8号記載の各業務を実施する。
- 5 県は、モニタリング実施計画書の第1次案を作成する。県と事業者はモニタリング実施計画書の内容について協議を行い、本件引渡予定日の6ヶ月前までに、モニタリング実施計画書の内容を合意する。

#### 第38条（維持管理・運営業務）

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担において、要求水準書等に定める条件に従い、第30条に基づく工事完成確認通知書が事業者に交付された日の翌日以降、維持管理・運営業務を開始し、かつ、維持管理期間中、維持管理・運営業務を行う責任を負う。但し、開業日以降でなければ運営業務（準備行為を除く。）を開始してはならない。
- 2 県は、要求水準書を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応（サ

ービス対価の変更を含む。)について協議を行い、事業者の合意を得る。

3 事業者は、本件施設等の維持管理・運営期間中、自ら又は維持管理・運営業務の受託者をして別紙4に定める保険に加入し又は加入させる。なお、当該保険の保険料は事業者又は工事請負人等の負担とする。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして県が認めたものを維持管理期間の開始に先立ち直ちに県に提示しなければならない。

4 維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 県の責めに帰すべき事由(県の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))、本事業契約入札説明書又は要求水準書の不備又は県による変更、若しくは県による要求水準書の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))により、維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合、県が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(3) 法令の変更又は不可抗力により、維持管理・運営費用が増加する場合又は損害(本件施設等の損傷も含む。)が発生した場合、第10章又は第11章に従う。

#### 第39条(業務報告)

1 事業者は、本事業契約に別途定めるもののほか、維持管理・運営業務に関する業務日報、業務月報及び業務年報(以下、総称して「業務報告書」という。)を業務報告のために作成し、業務月報を毎月業務終了後7日以内に、業務年報を事業年度終了後3ヶ月以内に、県に提出する。また、事業者は、県の要求に応じて業務日報を県の閲覧に供する。

2 事業者は、前項に定める業務報告書の内、業務日報及び業務月報は5年間、業務年報は、維持管理期間の終了時まで保管する。

#### 第40条(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)

1 事業者は、自己の責任及び費用負担において、維持管理・運営業務を実行するに当たって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、県は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用については、原則として事業者が負担する。

3 前項にかかわらず、本件施設等を設置・運営すること自体に直接起因する費用又は損害については県が負担する。また、本件施設等を設置・運営すること自体に対



する住民反対運動・訴訟等に対する対応は県が行うものとする。

#### 第 41 条（維持管理期間中の第三者の使用）

- 1 事業者は、維持管理・運営業務を第三者へ委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料を添えて県に対して事前に通知し、県の承諾を得た場合には、維持管理・運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業に対して委託を行う場合には、県の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託を行った旨通知すれば足りる。
- 2 前項に基づき、第三者が事業者から委託を受け又は請け負った維持管理・運営業務の一部について、さらにその他の第三者にその一部につき委託し又は下請人を使用するときは、事業者は県に対して速やかにその旨を通知し、県の承認を得なければならない。ただし、維持管理・運営業務の軽微な部分を委託し又は請け負わせようとするときは、予め通知をすれば足りる。
- 3 県は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理・運営業務の遂行体制について報告を求めることができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項に基づく、維持管理・運営業務の受託者、請負人及び下請人（以下、総称して「受託者等」という。）の使用は、すべて事業者の責任において行い、受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 受託者等に関する何らかの紛争等に起因して維持管理業務又は運営業務に支障が生じた場合において、県又は事業者が負担することとなる増加費用については、すべて事業者が負担する。

#### 第 42 条（関係者との調整）

- 1 事業者は、維持管理・運営業務を遂行するに当たり、自らの費用及び責任において、中央病院関係者との間で、本件施設等の円滑な維持管理、運営のために相互に協力関係を維持し、維持管理・運営業務計画書の策定に当たっては、中央病院関係者と必要な協議を行う。
- 2 事業者が前項に基づく協議を行うに当たって、県は必要な協力を行う。ただし、県がかかる協力を行ったことをもって、事業者は本契約上の責任を何ら軽減されるものではない。

#### 第 43 条（本件施設等の修繕）

- 1 事業者が、自己の責任と費用負担において、維持管理・運営業務計画書に記載のない本件施設等の修繕・更新を行う場合、事前に県に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、県の事前の承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、本件施設等の修繕・更新を行った場合、当該修繕・更新について県の立会による確認を受け、当該確認後、必要に応じて設計図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに県に提出する。

- 3 県は、県の責めに帰すべき事由により、本件事業の事業期間中に維持管理・運営業務計画に定めのない本件施設等の修繕・更新を行う必要が生じた場合には、県の責任と費用負担において、かかる修繕・更新を行うものとする。ただし、維持管理・運営業務計画に定めがない場合であっても、事業者の責めに帰すべき事由に基づく修繕・更新についてはこの限りではない。

#### 第 44 条（総括責任者及び業務責任者）

事業者は、維持管理・運営業務の全体を総合的に把握し調整を行う総括責任者及び維持管理・運営業務の各区分毎に総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、維持管理期間の開始前に県に届け出る。総括責任者又は業務責任者を変更した場合も同様とする。

#### 第 45 条（従事職員名簿の提出等）

- 1 事業者は、維持管理・運営業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を県に維持管理・運営業務開始前に提出し、異動があった場合、速やかに県に報告せねばならない。
- 2 事業者は、維持管理・運営業務の遂行に当たり、維持管理・運営業務開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を予め県に提出し、県の承諾を得なければならない。
- 3 県は、事業者の従事職員がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交替を請求することができる。

#### 第 46 条（本件施設等にかかる水道光熱費）

事業者は、本件施設等にかかる水道光熱費について、水道、ガス、電気等の供給業者との間で供給に係る契約を締結し、当該供給業者に対して、本件施設等について発生した水道光熱費の支払いを自らの負担において行う。

### 第 2 節 維持管理業務

#### 第 1 款 建物保守管理業務

#### 第 47 条（建物保守管理業務の実施）

- 1 事業者は、本件施設等につき本事業契約及び設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等に従って本件施設等の建物に関する部分につき建物保守管理業務を行う。
- 2 事業者は、本件施設等の建物に関する部分につき修繕等が必要と思われる場合には、迅速に調査・診断を行い、必要な場合には、要求水準書等に提示された条件に従い至急修繕等を実施する。但し、県の責めに帰すべき事由に基づき修繕等が必要となった場合には、県と協議の上、本件施設等の修繕等を実施する。

## 第2款 設備保守管理業務

### 第48条（設備保守管理業務の実施）

- 1 事業者は、本件施設等の設備に関する部分につき、本事業契約及び設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書等に従って本件施設等の設備に関する部分につき設備保守管理業務を行う。
- 2 事業者は、本件施設等の設備に関する部分につき修繕等が必要と思われる場合には、迅速に調査・診断を行い、必要な場合には、要求水準書等に提示された条件に従い至急修繕等を実施する。但し、県の責めに帰すべき事由に基づき修繕等が必要となった場合には、県と協議の上、本件施設等の修繕等を実施する。

### 第49条（設備管理記録の作成及び保管）

事業者は、本件施設等の各種設備の運転・点検整備等の記録として、点検記録及び整備・事故記録等を作成する。この場合において、点検記録は3年以上、整備・事故記録等は維持管理期間中保管する。

### 第50条（異常時の報告）

事業者は、運転監視及び定期点検等により異常が発見された場合には、適切な処置を施した上、第44条に従い定められた【総括責任者】を通じ、県に対し、発見された異常箇所を速やかに報告する。

## 第3款 清掃業務

### 第51条（清掃業務の実施）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、本件施設等及びその外構につき清掃業務（日常清掃及び定期清掃を含む。）を行う。
- 2 清掃用具、洗剤等の資材又は機材及び衛生消耗品の確保及び補充は、すべて事業者の責任及び費用で行う。

## 第4款 植栽・外構維持管理業務

### 第52条（植栽・外構維持管理業務の実施）

- 1 事業者は、要求水準書等に従って植栽・外構維持管理業務を行う。
- 2 事業者は、植栽につき薬剤散布又は化学肥料を使用する場合、あらかじめ県と協議のうえこれを使用する。

## 第5款 病院敷地内の外構にかかる維持管理業務

### 第53条（病院敷地内の外構にかかる清掃業務）

- 1 事業者は、要求水準書等に従って病院敷地内の本件施設を除く病院敷地内の外構につき清掃業務（日常清掃及び定期清掃を含む。）を行う。
- 2 清掃用具、洗剤等の資材又は機材及び衛生消耗品の確保及び補充は、すべて事業者の責任及び費用で行う。

#### 第54条（病院敷地内の外構等にかかる植栽管理業務）

- 1 事業者は、要求水準書等に従って病院敷地内の本件施設を除く外構及び屋上庭園につき植栽管理業務を行う。
- 2 事業者は、植栽につき薬剤散布又は化学肥料を使用する場合、あらかじめ県と協議のうえこれを使用する。

### 第6款 その他の業務

#### 第55条（廃棄物処理業務）

事業者は、要求水準書等に従って廃棄物処理業務を行う。

#### 第56条（除雪業務）

- 1 事業者は、要求水準書等に従って除雪業務を行う。
- 2 事業者は、業務の実施前及び実施後に速やかに行った業務の内容につき県に報告する。

#### 第57条（自動販売機の設置）

- 1 事業者は、本件施設等内において、自らの費用負担により自動販売機の設置を行うことができる。
- 2 前項に規定する自動販売機において販売することができるものは清涼飲料水のみとし、事業者は、自動販売機において販売する物品につき、県の事前の承諾を得なくてはならないものとする。
- 3 前2項に従い自動販売機を設置する場合、事業者は、「山梨県行政財産使用料条例」に従い、敷地の使用料を県に支払う。
- 4 自動販売機より得られる収入は、事業者に帰属するものとし、自動販売機の稼働により生じる電気代は、事業者が負担する。

### 第3節 運営業務

#### 第58条（自動車等整理業務の実施）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、自動車等整理業務を行う。
- 2 事業者は、実施業務の結果を記録し、県からの要請があった場合、県に対し、その内容を報告する。

#### 第 59 条（駐車料金徴収業務の実施）

- 1 事業者は、要求水準書等に従い、駐車料金を徴収業務行う。
- 2 (1)入院患者の見舞いのために来院した者、(2)営業のために来院した者、(3)その他の来院者を対象として駐車料金を徴収する。
- 3 本件施設等を構成する駐車場の駐車料金は、維持管理期間開始までに県が条例において定める。
- 4 事業者は、「山梨県営病院諸収入条例」に従い駐車料金を利用者より徴収し、県に納入する。
- 5 事業者は、本件施設等の利用者から徴収した駐車料金を紛失した場合には、これを県に賠償する。
- 6 事業者は、「山梨県営病院諸収入条例」に定められる納入期限を遅延した場合、納付すべき期限の翌日から起算して納付があった日までの日数に応じ、納付を遅延した金額につき年 5%の割合で計算した遅延損害金を県に支払う。
- 7 県は、随時、自らの費用により利用料金の徴収業務について事業者の監査を実施できる。

#### 第 60 条（安全管理業務）

事業者は、要求水準書等に従い、本件施設等を利用する車両及び利用者を対象とする安全管理業務を行う。

#### 第 4 節 県による業務の確認等

#### 第 61 条（県による説明要求及び立会い）

- 1 県は、事業者に対し、維持管理期間中、維持管理・運營業務について、随時その説明を求め、あわせて県が必要とする書類の提出を請求することができ、また、本件施設等において維持管理及び運営状況を自ら立会いの上確認することができる。
- 2 事業者は、前項に規定する維持管理及び運営状況その他についての説明及び県による確認の実施について県に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 3 前 2 項に規定する説明又は確認の結果、本件施設等の維持管理及び運営状況が、要求水準書等又は維持管理・運營業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、別紙 11 の規定に従い、県は事業者に対してその是正を勧告する。この場合、事業者は県に対して業務報告書においてかかる勧告に対する対応状況を報告しなければならない。
- 4 県は、必要に応じて、本件施設等について利用者等へのヒアリングを行うことができる。
- 5 県は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設等の維持管理・運營業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

#### 第 5 節 損害・損傷等の発生

#### 第 62 条（第三者に及ぼした損害）

- 1 事業者が維持管理・運營業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、原則として、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。
- 2 維持管理業務又は運營業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、第 11 章に従う。
- 3 事業者は、第 1 項に定める損害賠償にかかる事業者の負担に備えるために、本件施設等の維持管理期間中、自己の責任及び費用負担において、自己又は受託者等をして別紙 4 第 2 項記載の保険に加入する。

### 第 6 章 サービス対価の支払い

#### 第 63 条（施設等整備費相当額の支払）

- 1 県は、事業者の遂行する施設整備業務に関し、別紙 10 に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、維持管理期間中、サービス対価のうちの施設等整備費相当として支払う。
- 2 前項に定める施設整備費相当額の各支払予定日までに、本件施設の引渡しが行われていない場合、県は、当該引渡しまでは前項の支払をすることを要しない。
- 3 サービス対価のうち施設整備費相当額の支払額について物価変動による改定は行わない。

#### 第 64 条（施設整備費相当額の減額支払）

県の行為、法令の変更(但し、別紙 12 及び の法令の変更に限る。)又は不可抗力等により施設整備業務に係る費用が減少した場合、県はその減少費用を施設整備費相当額から減額することができる。

#### 第 65 条（維持管理・運営費相当の支払）

- 1 県は、事業者の遂行する維持管理・運營業務に関し、毎年度 4 回、第 78 条に基づくモニタリングを実施して要求水準書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上、かかるサービス提供の対価として別紙 10 に従って算定される金額を、同別紙記載の支払方法で、維持管理期間中、事業者に対してサービス対価のうち、維持管理・運営費相当として支払う。なお、維持管理・運營業務にかかる光熱水費の負担については、入札説明書の記載に従う。
- 2 県は、事業者に対し、前項の確認の結果を通知し、当該通知の後、事業者は、県に対してサービス対価の請求書を提出する。
- 3 第 1 項にかかわらず、サービス対価のうち維持管理・運営費相当の支払額は、物価変動に伴い、別紙 10 に従って改定される。

## 第 66 条（維持管理・運営費相当の減額）

- 1 県の行為、法令の変更（但し、別紙 12 及び の法令の変更に限る。）又は不可抗力等により維持管理・運營業務に係る費用が減少した場合、県はその減少費用を維持管理・運営費相当から減額することができる。
- 2 第 78 条に基づくモニタリングの結果、維持管理業務又は運營業務について、要求水準書等に記載された県が求める水準を満たしていない事項が存在することが県に判明した場合、県は別紙 11 に記載する手続に基づいて維持管理・運営費（光熱水費を除く）相当の減額を行う。
- 3 事業者が県に提出した業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、県に対して、当該虚偽記載がなければ県が別紙 11 に従って減額し得た金額を返還しなければならない。

## 第 7 章 契約期間及び契約の終了

### 第 1 節 契約期間

## 第 67 条（契約期間）

- 1 本事業契約は、契約締結日から効力を生じ、維持管理期間の終了日をもって終了する。
- 2 事業者は、前項の契約期間中、要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負い、契約期間終了 3 ヶ月前までに、本件施設等及び設備機器並びにじゅう器・備品等の修繕・更新の必要性を検討し、必要に応じ修繕・更新を行う。
- 3 事業者は、契約終了に当たっては、県に対して、要求水準書記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設等を県が継続使用できるよう、維持管理・運營業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理・運營業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。県は、契約終了に際し、別紙 11 の規定に従って、契約終了時のモニタリング、施設等整備費相当の支払留保及び事業者に対する費用請求を行う。
- 4 県は、契約期間満了の 3 ヶ月前に事業者に通知を行った上、契約期間終了時までに要求水準書等に定められた要求水準が充たされるか判断するために別途協議により定められた事項について終了前検査を行い、本件施設等に修繕すべき点が存在することが判明した場合、県は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。
- 5 事業者は、契約期間満了の 3 ヶ月前までに、契約期間満了後の本件施設等及び設備機器並びにじゅう器・備品等の修繕・更新の必要性について調査を行い、これを県に報告し、県はかかる報告内容を確認する。

### 第 2 節 事業者の債務不履行による契約解除

## 第 68 条（事業者の債務不履行による契約解除）

1 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して通知した上で、本事業契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本件事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者にかかる破産申立て、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が、業務報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (4) 事業者が、その適用ある法律、条例及びその他の法令につき、重大な違反を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、又は表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき。ただし、維持管理・運営期間中の要求水準を満たしていない場合（別紙 11 に規定される。）の契約終了の手続は別紙 11 に従う。

2 本件事業の入札に関し、事業者の構成員又は協力企業につき、次の各号のいずれかの事由があったときには、県は、事業者に対して通知した上で、本事業契約を解除することができる。

- (1) 構成員又は協力企業のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 48 条第 4 項、第 49 条第 2 項、第 53 条の 3、第 54 条又は第 54 条の 2 第 1 項に規定する審決（同法第 54 条第 3 項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消の訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (2) 構成員又は協力企業のいずれかが、独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第 5 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 構成員又は協力企業のいずれかが、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 構成員又は協力企業のいずれかの役員又は使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき。
- (5) 構成員又は協力企業のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失していたことが明らかとなった場合。

## 第 69 条（本件施設のうち病院前駐車場引渡し前の解除）

1 本事業契約締結日以後、本件施設のうち病院前駐車場の事業者から県に対する引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、県は、事業者に対して通知した上で本事業契約の全部又は任意の本



件各施設に関連する部分を解除することができる。

- (1) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (2) 病院前駐車場に関する調査・設計・建設期間内に病院前駐車場が完成しないとき、又は病院前駐車場の調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。

2 病院前駐車場の引渡し前に前条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、サービス対価のうち解除にかかる当該本件各施設に関する施設整備費相当額（ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。）の10分の1に相当する金額を違約金として県の指定する期間内に支払う。また、県は、本件施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、県は、相殺後の残額を、県の選択により、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

3 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は本件施設の出来形部分を買受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

4 第2項の場合において、県が本件施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状（更地）に回復した上で県に引き渡さなければならない。

#### 第70条（本件施設全ての引渡し前の解除）

1 病院前駐車場の引渡し以後、事業者から県に対する本件施設全ての引渡しまでの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、県は、事業者に対して通知した上で本事業契約の全部又は任意の本件各施設に関連する部分を解除することができる。

- (1) 事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件各施設に関する本件工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (2) 立体駐車場に関する調査・設計・建設期間内に立体駐車場が完成しないとき、又は立体駐車場の調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。
- (3) 南側駐車場及び病院南側道水路に関する調査・設計・建設期間内に南側駐車場及び病院南側道水路が完成しないとき、又は南側駐車場及び病院南側道水路に関する調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成

する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。

(4) 北側駐車場に関する調査・設計・建設期間内に本件施設が完成しないとき、又は北側駐車場に関する調査・設計・建設期間経過後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。

(5) 事業者が、本件施設等を構成する各施設に関し、本件日程表において維持管理・運営業務を開始する日と定められた日以降相当の期間を経過しても維持管理・運営業務を開始せず、又は連続 30 日以上若しくは 1 年間において 60 日以上に渡り要求水準書等及び維持管理・運営業務計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。

2 本件施設全ての引渡し前に第 68 条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、サービス対価のうち解除にかかる本件各施設に関する施設整備費相当額（ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として県の指定する期間内に支払う。また、県は、解除にかかる本件各施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、県は、相殺後の残額を、県の選択により、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

3 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は解除にかかる本件施設の出来形部分を買受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

4 第 68 条又は第 1 項により事業者が本件施設等の一部につきすでに維持管理・運営業務を開始している本件施設等につき本事業契約が解除された場合、事業者は、第 2 項に基づき支払われる違約金に加え、当該解除にかかる維持管理・運営業務を行っている施設に関する、当該解除が生じた事業年度の維持管理・運営費相当の 1 年間分の金額の 10 分の 2 に相当する違約金を県の指定する期間内に県に対して支払わなければならない。

5 県は、当該解除の日までに事業者が維持管理・運営業務に従事した実日数分のサービス対価につき、1 年を 365 日とする日割計算により算出し、これを事業者に支払う。県は、当該サービス対価と前項の違約金支払義務とを対当額にて相殺することができる。

6 第 2 項の場合において、県が本件施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により、本件土地を原状（更地）に回復した上で県に引き渡さなければならない。

#### 第 71 条（本件施設引渡し以後の解除）

1 本件施設の引渡し時以降において、事業者の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、県は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において

当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、事業者に対して通知をした上で本事業契約の全部又は任意の本件各施設に関連する部分を解除することができる。当該解除にかかわらず、県は、本件施設の所有権を保持する。

(1) 事業者が本件施設等について、本件日程表において維持管理・運営業務を開始する日と定められた日以降相当の期間を経過しても維持管理・運営業務を開始せず、又は連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、要求水準書等及び維持管理・運営業務計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。

2 本件施設の引渡し後に第68条又は前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、当該解除が生じた事業年度の維持管理・運営費相当の1年間分の金額の10分の2に相当する違約金を県の指定する期間内に県に対して支払わなければならない。なお、県は、サービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、上記違約金と相殺することにより決済した上、経過利息を付した上、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

3 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、県は前項に基づくサービス対価のうち施設整備費相当額の残額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

### 第3節 県の債務不履行による契約解除

#### 第72条（県の債務不履行による契約解除）

1 県が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、県が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。ただし、この場合、県への引渡が完了している本件施設の所有権は、県に留保される。この場合、県は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年3.6%の割合で計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。

2 前項に基づき本事業契約が解除された場合において、県に対し、本件施設の全ての引渡しが完了していない場合、県は、検査の上、本件施設の出来形部分を買取る。県は、経過利息を付した上、その選択により、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

3 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。この場合においても、県は、本件施設の全部又は一部につき引渡しが完了しているときには、サービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、経過利息を付した上、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

- 4 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第1項記載の金額以上に県に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。

#### 第4節 県による任意解除

##### 第73条（県による任意解除）

県は、事業者に対して、180日以上前に通知を行うことにより、相当の理由を付して本事業契約を解除することができる。この場合、県は、本件施設の引渡しが完了している本件施設については、当該本件施設の所有権を保持し、引渡しが完了していない本件施設については、当該本件施設の出来形部分を取得する。県は、引渡しが完了している本件施設についてはサービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、引渡しが完了していない本件施設については出来形部分に相応する工事費相当額を、経過利息を付した上、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。また県は事業者に対して、当該解除により事業者が被った一切の損害（逸失利益を含むが、これに限られない。）を速やかに賠償する。

#### 第5節 法令変更による契約解除

##### 第74条（法令変更による契約の解除）

第81条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令の変更により、県が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。この場合、(1)県への引渡しが完了している本件施設については、その所有権は県に帰属し、(2)県の引渡しが完了していない本件施設については、県は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。なお、これらの場合、県は、引渡しが完了している本件施設についてはサービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、引渡しが完了していない本件施設については出来形部分に相応する工事費相当額を、経過利息を付した上、県の選択により、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者を支払い、その支払方法については県及び事業者が協議により決する。

#### 第6節 不可抗力による契約解除

##### 第75条（不可抗力による契約解除）

第83条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約等の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、第83条第2項にもかかわらず、事業者に通知の上で、本事業契約の全部を解除することができる。この場合、(1)県への引渡しが完了している本件施設については、その所有権

は県が取得又は県に留保され、(2)県への引渡が完了していない本件施設については、県は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。なお、これらの場合、県は、引渡し完了している本件施設については、サービス対価のうち施設整備費相当額の残額を、引渡が完了していない本件施設については、出来形部分に相応する工事費相当額を、経過利息を付した上、解除前の支払スケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。また、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、その支払方法については県及び事業者が協議により決する。

## 第7節 事業関係終了に際しての処置

### 第76条（事業関係終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本件施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（第41条で定義される受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができず、また、県が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、県に対し、本件施設等を維持管理、運営するために必要な事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

### 第77条（終了手続の負担）

事業契約終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

## 第8節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

### 第78条（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）

- 1 県は、事業者による要求水準に適合した本件事業の遂行を確保するため、別紙11に基づき、本件事業の各業務につきモニタリング（本事業契約において「モニタリング」という。）を行う。
- 2 モニタリングの結果、事業者による本件事業の遂行が要求水準を満たさないと県が判断した場合には、県は、別紙11に従って、本件事業の各業務につき改善要求措置を行う。

- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本条において事業者の義務とされているものを除く部分は、県の負担とする。
- 4 事業者は、何らかの事由で本件事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに県に対して報告・説明しなければならない。

## 第8章 表明・保証及び誓約

### 第79条（事業者による事実の表明・保証及び誓約）

- 1 事業者は、県に対して、契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。
  - (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
  - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が、事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を県に対して誓約する。
  - (1) 本事業契約を遵守すること。
  - (2) 県の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位及び本件事業について県との間で締結した契約に基づく契約上の地位又は本事業契約に基づく債権及び本件事業について県との間で締結した契約に基づく債権について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。（ただし、県は、合理的な理由なく、かかる承諾を留保又は遅延しない。）
  - (3) 県の事前の承諾なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、営業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。
  - (4) 代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに県に通知すること。

## 第9章 保証

### 第80条（契約保証金）

- 1 契約保証金は、(1) 契約保証金に代えて担保として適切と県が認める有価証券等

の提供が行われた場合、又は(2)事業者が自己の責任及び費用負担において、県若しくは事業者を被保険者とし、施設整備費相当額(ただし、維持管理・運営期間中の金利を含まない。)の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させた場合には、これを免除する。履行保証保険契約を締結した事業者若しくは工事請負人等は、本事業契約締結前に当該履行保証保険契約の写しを県に提出しなければならない。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、第69条第2項、第70条第2項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、県を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は事業者が負担する。

- 2 前項に基づく履行保証保険契約の有効期限は本件引渡予定日まで(ただし、本件引渡予定日が延長された場合は延長期間を含む。)とする。

## 第10章 法令変更

### 第81条(通知の付与及び協議)

- 1 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本件施設が設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに県に対して通知しなければならない。この場合において、県及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、県及び事業者は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該法令の変更に対応するために、速やかに本件施設の設計及び建設、本件施設引渡予定日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、県が法令の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。

### 第82条(法令変更による増加費用・損害の扱い)

法令の変更により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は別紙12に従う。

## 第11章 不可抗力

### 第83条(通知の付与及び協議)

- 1 事業者は、不可抗力により、本件施設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準書等で提示された条件に従って維持管理、

運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに県に通知しなければならない。  
この場合において、事業者及び県は、通知が発せられた日以降、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者及び県は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計及び建設、本件引渡予定日、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、県が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。

#### 第 84 条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は別紙 13 に従う。

#### 第 85 条（不可抗力による第三者に対する損害の扱い）

不可抗力により、施設整備業務、維持管理・運営業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害（ただし、事業者、受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。）の負担は別紙 13 に従う。

#### 第 86 条（本件土地の地盤沈下）

第 83 条ないし第 85 条の規定に関わらず、本件事業の実施に伴い本件施設整備に起因して合理的に予想される範囲内での本件土地の地盤沈下については、事業者がその費用及び責任において対処するものとし、かかる範囲の地盤沈下は不可抗力には含まれない。

## 第 12 章 その他

#### 第 87 条（公租公課の負担）

本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課はすべて事業者の負担とする。県は、事業者に対してサービス対価（及びこれに対する消費税相当額（消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。）を支払うほか、本事業契約に関連するすべての公租公課について本事業契約に別段の定めがある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で県及び事業者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者が発生した場合には、その負担については、別紙 12 に従う。

#### 第 88 条（協議）



本事業契約において、両当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、県及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

#### 第 89 条（融資団との協議）

県は、本件事業に関して、事業者に融資する融資団との間において、県が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の融資団への事前通知、協議に関する事項並びに担保権の設定及び実行につき協議し、本事業契約とは別途定める。

#### 第 90 条（株主・第三者割り当て）

- 1 事業者は、本事業契約締結後直ちに、事業者の株主をして別紙 14 の様式及び内容の誓約書を、県に対して提出させる。
- 2 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に県の承諾を得、また、かかる場合、事業者は、新株の割当てを受ける者をして、県に対して、速やかに別紙 14 の様式及び内容の誓約書を提出させる。
- 3 事業者は、契約期間の終了に至るまで、構成員が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株の発行を行う。

#### 第 91 条（財務書類の提出）

事業者は、契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 281 条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）を県に提出し、かつ、県に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、県は当該監査済財務書類及び第 39 条第 1 項に基づいて事業者が県に提出した業務年報を公開することができる。

#### 第 92 条（秘密保持）

県及び事業者は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、県又は事業者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

### 第 13 章 雑則

#### 第 93 条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、県及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 本事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別

の定めがある場合を除き、「計量法」(平成4年法律第51号)に定める。

3 契約期間の定めについては、「民法」(明治29年法律第89号)及び「商法」(明治32年3月9日法律第48号)の定めるところによる。

4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

#### 第94条(延滞利息)

県又は事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、県は未払い額につき延滞日数に応じ年3.6%、事業者は未払い額につき延滞日数に応じ年5.0%の割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

#### 第95条(解釈)

1 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、県と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

2 要求水準書等及び実施方針の間に齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書に対する質問及び回答書、入札説明書、要求水準書、提案書類及び設計図書、実施方針等質問回答、実施方針の順にその解釈が優先する。また、要求水準書等に定めがない場合、質問回答書のうち契約書(案)にかかる部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書類に優先する。

3 入札説明書の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、県及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

#### 第96条(準拠法)

本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

#### 第97条(管轄裁判所)

本事業契約に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

[ 以下余白 ]

県（発注者）と事業者とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、以上の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本事業契約の締結を証するため、本事業契約書 2 通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 17 年 月 日

発注者 住所  
名称 山梨県  
山梨県知事

事業者 住所  
名称